

## 宇治市公共施設等総合管理計画検討委員会設置要項

## (目的及び設置)

第1条 公共施設の現状を的確に把握するとともに、市民ニーズを把握しながら、その更新・統廃合・長寿命化など、次の世代にできるだけ負担を残さないことを目指して策定する宇治市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）について、有識者等の幅広い意見を反映するため、宇治市公共施設等総合管理計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

## (担任事項)

第2条 検討委員会は、次の各号に規定する事項について、意見の交換及び調整を行う。

- (1) 総合管理計画の策定に係る検討に関すること
- (2) その他総合管理計画に関し必要な事項

## (組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に規定する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の職員
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他市長が適当と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は、総合管理計画の策定までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、政策経営部行政経営課において処理する。

(委任)

第9条 この規定に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要項による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が召集する。